

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年 3 月 26 日

条例第 4 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を公布する。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(昭52条例10・平 5 条例16・一部改正)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第96条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は予定価格1,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については 1 件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(昭61条例21・全改)

附 則

- 1 この条例は、昭和39年 4 月 1 日から施行する。
- 2 議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和32年立山町条例第16号)は、廃止する。

附 則(昭和52年条例第10号)

この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和61年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。